

公開買付説明書の訂正事項分 (5回目)

2021年7月

アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド
アスリード・グロース・インパクト・ファンド

(対象者：富士興産株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】／1	アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド (Aslead Strategic Value Fund)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー (190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	三浦法律事務所 弁護士 三浦 亮太
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
【電話番号】	03-6270-3500（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 峯岸 健太郎／弁護士 柴田 久／弁護士 大草 康平
〔届出者の氏名又は名称〕／2	アスリード・グロース・インパクト・ファンド (Aslead Growth Impact Fund)
〔届出者の住所又は所在地〕	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー (190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)
〔最寄りの連絡場所〕	該当事項はありません。
〔電話番号〕	該当事項はありません。
〔事務連絡者氏名〕	該当事項はありません。
〔代理人の氏名又は名称〕	三浦法律事務所 弁護士 三浦 亮太
〔代理人の住所又は所在地〕	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
〔最寄りの連絡場所〕	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
〔電話番号〕	03-6270-3500（代表）
〔事務連絡者氏名〕	弁護士 峯岸 健太郎／弁護士 柴田 久／弁護士 大草 康平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

（注1） 本書中の「公開買付者」とは、Aslead Strategic Value Fund及びAslead Growth Impact Fundを総称して、又は個別にいいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

（注2） 本書中の「対象者」とは、富士興産株式会社をいいます。

- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付説明書の訂正の理由】

2021年4月28日付で関東財務局長へ提出した本公開買付けに係る公開買付届出書（2021年5月31日付、同年6月14日付、同年6月24日付、及び同年6月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、①公開買付者のうち、Aslead Strategic Value Fundが2021年6月23日付で行った即時抗告の申立てに対して2021年7月9日時点で東京高等裁判所の決定がなされておらず、公開買付けの撤回条件が満たされるか否かの判断が行えない状況にあること、及び公開買付期間の延長により、対象者株主に本公開買付けに関して熟慮期間を与えることができると考えたことを理由に、公開買付者が2021年7月9日、公開買付期間を2021年7月28日（水曜日）まで延長し、公開買付期間を合計60営業日とすることを決定したこと、②2021年7月1日付でアスリード・キャピタル（ASLEAD CAPITAL PTE. LTD.）の所在地に変更があったことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

① 特別関係者

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

その後、2021年6月24日に開催された本定時株主総会において、本件買収防衛策議案が可決されたことから、本撤回方針の充足条件のうち「① 本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決された場合」は満たされることとなりました。

なお、公開買付者のうち、Aslead Strategic Value Fundは、上述のとおり2021年6月23日付で本即時抗告申立てを行っておりますが、今後、本新株予約権の無償割当てが、本仮処分手続き（本即時抗告申立てを含みます。）により公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、本即時抗告申立て及び関連する保全抗告、許可抗告又は特別抗告が裁判所に却下された場合には、本撤回方針の充足条件のうち「② 本新株予約権の無償割当てが、（i）本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、（ii）本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（注10）」も満たされることとなりますので、公開買付者は、本公開買付けを撤回する予定です。

(訂正後)

(前略)

その後、2021年6月24日に開催された本定時株主総会において、本件買収防衛策議案が可決されたことから、本撤回方針の充足条件のうち「① 本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決された場合」は満たされることとなりました。

なお、公開買付者のうち、Aslead Strategic Value Fundは、上述のとおり2021年6月23日付で本即時抗告申立てを行っておりますが、今後、本新株予約権の無償割当てが、本仮処分手続き（本即時抗告申立てを含みます。）により公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、本即時抗告申立て及び関連する保全抗告、許可抗告又は特別抗告が裁判所に却下された場合には、本撤回方針の充足条件のうち「② 本新株予約権の無償割当てが、（i）本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、（ii）本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（注10）」も満たされることとなりますので、公開買付者は、本公開買付けを撤回する予定です。

その後、2021年7月9日時点において、本即時抗告申立てに対する東京高等裁判所の決定がなされておらず、同日時点で、当該決定の時期は未定です。また、公開買付期間の末日までに当該決定がなされず、かつ、同日までに訂正届出書（府令第22条第1項に定める形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合を除きます。）の提出による公開買付期間の延長がなされない場合には、本撤回方針の充足条件のうち「② 本新株予約権の無償割当てが、（i）本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）」も満たすこととなりますので、本公開買付けを撤回する方針です。なお、2021年7月9日時点においても、充足条件が全て満たされた場合に本公開買付けを撤回する旨の、本撤回方針にも変更はありません。当該状況により、本撤回方針の充足条件のうち「② 本新株予約権の無償割当てが、（i）本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、（ii）本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（注10）」が満たされるか否か、すなわち本撤回条件の充足条件を全て満たすか否かの判断が行えない状況にあること、及び公開買付期間の延長により、対象者株主に本公開買付けに関して熟慮期間を与えることができると考えたことから、公開買付者は2021年7月9日、公開買付期間を2021年7月28日（水曜日）まで延長し、公開買付期間を合計60営業日とすることを決定しました。

なお、2021年6月25日に日本経済新聞がアスリード・キャピタルが本公開買付けを撤回する予定であることを公表した旨の記事を掲載しておりますが、上記の通り公開買付者は充足条件が満たされた場合に本公開買付けを撤回する方針であるため、撤回の決定や公表を行った事実はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2021年4月28日（水曜日）から2021年7月 <u>9</u> 日（ <u>金</u> 曜日）まで（ <u>49</u> 営業日）
公告日	2021年4月28日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2021年4月28日（水曜日）から2021年7月 <u>28</u> 日（ <u>水</u> 曜日）まで（ <u>60</u> 営業日）
公告日	2021年4月28日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2021年7月16日（金曜日）

(訂正後)

2021年8月4日（水曜日）

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

①【特別関係者】

(訂正前)

(2021年4月28日現在)

氏名又は名称	アスリード・キャピタル ピーティーイー エルティーディー (ASLEAD CAPITAL PTE. LTD.)
住所又は所在地	シンガポール、51 ブラスバサーロード、#05-01、189554 (51 BRAS BASAH ROAD #05-01 189554, Singapore)
職業又は事業の内容	投資運用業
連絡先	連絡者 三浦法律事務所 弁護士 峯岸 健太郎 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー 電話番号 03-6270-3500 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で、共同して議決権その他の権利を行使することを合意している者

(後略)

(訂正後)

(2021年7月1日現在)

氏名又は名称	アスリード・キャピタル ピーティーイー エルティーディー (ASLEAD CAPITAL PTE. LTD.)
住所又は所在地	シンガポール、51 ブラスバサーロード、#06-01、189554 (51 BRAS BASAH ROAD #06-01 189554, Singapore)
職業又は事業の内容	投資運用業
連絡先	連絡者 三浦法律事務所 弁護士 峯岸 健太郎 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー 電話番号 03-6270-3500 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者らとの間で、共同して議決権その他の権利を行使することを合意している者

(後略)